

令和3年度 矢板市後継者育成支援補助金募集要領

矢板市では、市内中小企業者の後継者の育成を支援するため、経営者・後継者の方が（公財）栃木県産業振興センターが開催する「経営リーダー育成塾」を受講する際に要する経費相当額を補助します。

- ▶「経営リーダー育成塾」とは、経営者・後継者を対象とした経営管理者養成研修プログラムです。充実した内容の実践的な講座研修であり、経営に十分活用することができます。また、経営者・後継者のネットワーク形成にも資するものであり、市の未来を担う後継者の皆様にとって非常に有益なものになると思われまます。
- ▶詳しい内容については、（公財）栃木県産業振興センターのホームページ <http://www.tochigi-iin.or.jp/> またはパンフレットをご覧ください。

1 補助対象経費

「経営リーダー育成塾」の受講料相当額を補助します。

※受講料以外の経費（交通費、宿泊料等）は自己負担となります。

2 補助金額

受講料相当額 29万円

※補助金の交付は「経営リーダー育成塾」受講の修了（全講義時間数の75%以上の受講が必要）が条件となります。

※受講申込み時には自己資金で受講料を支払ってください。受講修了確認後補助金を交付します。なお、受講修了できなかった場合は全額自己負担となります。

3 補助対象者（応募者）の要件

市内中小企業者（※1）の経営管理者（後継者を含む。）（※2）が対象です。

※1 市内中小企業者の要件

中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者（※）であって、次に掲げる要件のいずれにも該当する会社、個人。

ア 市内に本店（個人事業主にあっては主たる事務所。）を有し、商業登記（個人事業主にあっては住民登録。）を行っていること。

イ 市内において1年以上同一事業を営んでいること。

※中小企業者の定義は以下のとおりです。

| | 製造業その他 | 卸売業 | 小売業 | サービス業 |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 資本金 総額 | 3億円以下 | 1億円以下 | 5千万円以下 | 5千万円以下 |
| 従業員数 | 300人以下 | 100人以下 | 50人以下 | 100人以下 |

※2 経営管理者（後継者を含む。）の要件

市内に住民登録を行っており、かつ、市税を完納していること。

4 補助対象者数（募集枠）

1名

5 補助対象者の選定方法

提出された「矢板市後継者育成支援補助金利用申込書」に基づいて、下記の選考基準により書面審査を行います。なお、必要に応じて面接を行うこともあります。

※選考基準

次に掲げる項目により総合的に判断します。

- 1 後継者育成に寄与するものであること
- 2 市全体の産業振興（特に中小企業振興）に寄与するものであること
- 3 「経営リーダー育成塾」の受講に積極的に取り組む姿勢（熱意、関心）が認められること

6 スケジュール

| | |
|------|----------------------|
| 応募期間 | 令和3年4月1日（木）～4月30日（金） |
| 審査 | 令和3年5月中旬 |
| 結果通知 | 令和3年5月中旬以降 |

※受講希望者は5月14日（金）までに（公財）栃木県産業振興センターあてに「経営リーダー育成塾」の受講申し込みをする必要があります。

※受講修了後、補助金を交付します（令和4年3月頃）。

7 応募方法

「矢板市後継者育成補助金利用申込書」に必要事項を記入し、商工観光課に持参いただくか、郵送してください（4月30日（金）必着）。

※「矢板市後継者育成補助金利用申込書」は商工観光課で配布します。

また、矢板市ホームページからダウンロードもできますのでご利用ください。

【申込・問い合わせ】

矢板市経済建設部商工観光課

〒329-2192 矢板市本町5番4号

電話：0287-43-6211

ファクス：0287-44-3324

メール：syokou@city.yaita.tochigi.jp